

○あま市立保育園延長保育実施規則（平成22年3月22日）（規則第58号）抄本

	延長保育を利用する時間帯	保育必要量の区分	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
I	午前7時30分～午前8時	0円	1,000円 (200円)
II	午後4時～午後5時	0円	1,000円 (200円)
III	午後5時～午後6時30分	0円	1,500円 (300円)
IV	午後6時30分～午後7時	2,000円 (500円)	2,000円 (500円)

備考

この表の金額は、月額とする。ただし、1日を単位として利用する場合は、（ ）内の金額を日額とする。

この表の各時間帯の月額金額は、当月の各時間帯の上限である。

例) 保育短時間認定の園児が、Iの時間帯を月3回利用した。

200円×3回=600円 1,000円（月額）より600円が安いので600円

延長保育料 600円

例) 保育短時間認定の園児が、Iの時間帯を月7回利用した。

200円×7回=1,400円 1,000円（月額）が1,400円より安いので1,000円

延長保育料 1,000円

例) 保育短時間認定の園児が、Iの時間帯を月6回、IIの時間帯を3回利用した。

I 200円×6回=1,200円 1,000円（月額）が1,200円より安いので1,000円

II 200円×3回=600円 1,000円（月額）より600円が安いので600円

I 1,000円 + II 600円 = 1,600円

延長保育料 1,600円

※ 注) 「I、II、III、IV」は、分かりやすくするため簡易的に付与した記号です。